

大阪地裁総第 821 号

令和 6 年 7 月 25 日

山 中 理 司 様

大阪地方裁判所長



司法行政文書不開示通知書

3 月 25 日付け（同月 27 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪家裁堺支部職員配置表（令和 6 年 4 月 1 日以降の最新版）

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話 06 (6363) 1281 (内線 4122)